令和２年３月２日

保護者　様

京都府立鳥羽高等学校
校　長　山埜　茂彦

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業について

平素は本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、すでに報道されておりますように、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、すべての学校を臨時休業にするよう政府から要請がありました。
つきましては、本校におきましても、下記のとおり臨時休業の措置を行います。
何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

１　臨時休業の期間
令和２年３月３日（火）から令和２年３月 13 日（金）
（今後の感染の状況によっては、休業の期間を延長することがあります。）

２　今後の対応等
(1) 生徒の不要不急の外出は避けてください。
(2) やむを得ず登校する必要がある場合は、事前に学校へ御連絡ください。
(3) 学校からの連絡は次の方法で行いますので、確実に連絡が取れるよう御協力をお願いいたします。
ア　学校のホームページ　http://www.kyoto-be.ne.jp/toba-hs
イ　ＰＴＡお知らせメール
ウ　自宅等への電話
(4) 御家庭におかれましても、手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）などの基本的な感染症対策を行ってください。
また、毎朝の検温など、健康観察に努めてください。
(5) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、保健所または専用相談窓口（京都市内の方は 075-222-3421、京都市外の方は 075-414-4726）へ御相談いただくとともに、学校へも連絡してください。
(6) 臨時休業の期間中、部活動は行いません。
(7) 御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。
（連絡先：０７５－６７２－６７８８）